

別記様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

2025 年 3 月 26 日

（宛先）栃木市長

（栃木市議会議長経由）

会派の名称 創政会

会派代表者氏名 小太刀孝之

（自署しない場合は、記名押印してください。）

（所属議員 2 人）

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 2024 年 4 月～2025 年 3 月分）

191,861 円

<内 訳>

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	155,675 円	第 86 回全国都市問題会議他
調 査 旅 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
会 議 費	円	
人 件 費	円	
その他の経費	36,186 円	タブレット端末通信料他
支 出 合 計	191,861 円	



別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 155,675 円

2025 年 3 月 26 日

会派代表者氏名 小太刀孝之

支出項目	研究研修費
内 訳	① 第86回全国都市問題会議（福田・小太刀） ② 第19回全国市議会議長会研究フォーラム （小太刀キャンセル分） ① 全国都市問題会議 ② 研究フォーラム ⑦ 交通費 76,800 円 0 円 ⑧ 宿泊費 39,200 円 4,290 円 ⑨ 参加費 26,000 円 9,000 円 ⑩ 振込手数料 165 円 220 円 計 ① 142,165 円 ② 13,510 円
事 由	研究研修として
債 権 者 住所・氏名	⑦ 株式会社 JTB 小山市大字喜沢 1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク ①⑧ ① 第86回全国都市問題会議実行委員会事務局 姫路市安田 4-1 （委託：(株)JTB 東京都豊島区東池袋 3-23-14） ② 全国市議会議長会 東京都千代田区平河町 2-4-2 （委託：(株)JTB 東京都豊島区東池袋 3-23-14） ⑩ みずほ銀行 東京都千代田区大手町 1-5-5

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会 派 名	創政会	科目	研究研修費		
視 察 研 修 月 日	令和6年 10月 17日 ~ 令和6年 10月 18日				
参 加 者	福田裕司・小太刀孝之				
視 察 研 修 名	第86回全国都市問題会議				
場 所	アクリエひめじ（兵庫県姫路市神屋町 143-2）				
視 察 研 修 経 路					
※行程・運賃のわかる経路図を添付してもよい。 10/16(水) 大平下(11:09 発)⇒小山 11:25 着 12:33 発) なすの 274 号 ⇒東京(13:16 着 13:48 発)のぞみ 73 号 ⇒姫路(16:45 着) 宿泊 10/17(木) 終日研修 宿泊 10/18(金) 姫路(13:11 発) ひかり 510 号⇒東京(16:42 着 17:16 発) なすの 263 号 ⇒小山(17:56 着 18:30 発) ⇒大平下(18:46 着) ※交通費は、区間ごとに記入してください。					
支出区分	区間等	単 価	数 量	合 計	備 考
JR 運賃	大平下～小山	330	2	660	領収書なし
JR 運賃	小山～姫路	9170	2	18340	
特急料金	小山～姫路	9600	2	19200	
JR 運賃	姫路～小山	9370	2	18740	
特急料金	姫路～小山	9600	2	19200	
JR 運賃	小山～大平下	330	2	660	領収書なし
研修参加費		13000	2	26000	
振込手数料				165	
宿泊費		9800	4	39200	
会派合計				142165	

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。
※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。

令和7年 3月 26日

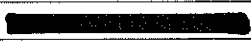
会派名 創成会

代表者名 小太刀孝之

(自署しない場合は記名押印してください。)

登録番号 

領 収 証

通 番	
領収証番号	
発 行 日	2024年 9月19日

創政会 小太刀孝之 様

下記の金額正に領収いたしました

¥ 7 5 , 4 8 0 -

但し 10月16日 JR乗車券代金として

ご入金内訳（今回のご入金額）

日 付	種 別	金 額
2024/09/19	現 金	¥75,480
	合 計 金 額	¥75,480

おやまゆうえんハーヴェストウォーク店

〒323-0014 栃木県小山市大字喜沢1 4 7 5

おやまゆうえんハーヴェストウォーク 1 階

TEL: 0285-20-1725

出納責任者 

取 扱 者 



印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 品 川
税 務 署 承 認 済

作成地: 東京都品川区東品川2-3-11

領収個所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

第86回 全国都市問題会議

日時：令和6年10月17日(木)～18日(金)

会場：兵庫県姫路市 アクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター)

会 派	参加者	参加料 A	宿泊料 B	振込 手数料	会派計
創政会	小太刀 孝之	13,000	19,600	165	65,365
	福田 裕司	13,000	19,600		
公明党議員会	古沢 ちい子	13,000	19,600	165	97,965
	雨宮 茂樹	13,000	19,600		
	小久保 かおる	13,000	19,600		
かがやき	浅野 貴之	13,000	19,600	165	97,965
	坂東 一敏	13,000	19,600		
	中島 克訓	13,000	19,600		
無会派	針谷 正夫	13,000	19,600	165	32,765

660 294,060

振込金額 A+B = 293,400

振込手数料 660円÷参加会派4=165円

領収書

振込金(兼手数料)受取書

預金払戻請求書 による 振込受付書 [兼手数料] 受取書

14時以降、店頭は大変混雑いたしますので、振込依頼書はなるべく午前中にお持ちいただきますようお願い申し上げます。

振込
指定日 西暦 2024 年 09 月 11 日

お振込先 お受取人	振込先 普通 当座 貯蓄 その他 []	口座番号 []	支店名 []	支店 出張所 []
	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	金額 ¥ 293,400 円	振込手数料(消費税等込み) 消費税10%対応 ¥ 660
お振込先 お受取人	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	金額 ¥ 293,400 円	振込手数料(消費税等込み) 消費税10%対応 ¥ 660

お振込先 お受取人	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB
お振込先 お受取人	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB
お振込先 お受取人	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB	カタカナ おなまえ 漢字など 株式会社 JTB

①振込資金の小切手等が不渡りとなったときにはその金額の振込を取り消し、その小切手等は権利金の手続きをしないで当店においてご返却しますのでご了承ください。
②ご指定の口座から預金を払戻して振込の場合、その払戻しができないときには振込はできませんのでご注意ください。
③振込先銀行・支店へは、依頼人(カナ文字)・受取人名(カナ文字)のほか現金種別・口座番号を通知します。
④振込依頼書に記載相違などの不備があった場合には、照会等のために振込が遅延する、および相戻・変更手数料がかかることがあります。

変更手数料	880円	相戻手数料	880円
-------	------	-------	------

金額はすべて消費税等を含まず。(2023年10月1日現在)
⑤やむを得ない理由による通信機器、回線の障害によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
⑥この振込金受取書または振込受付書は、振込ができない場合などに必要となりますので、大切に保管してください。
※非居住者とは主に国内に住所を有さない方を指します。

みずほ銀行をご利用いただきまして
ありがとうございます。

2024.09.11

日本MO194

第19回 全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡
日時：令和6年10月9日(水)～10日(木)
会場：トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)

会 派	参加者	参加料 A	宿泊料 B	振込 手数料	会派計
創政会	福田 裕司	9,000	14,300	440	47,040
	小太刀 孝之	9,000	14,300		

振込金額

A+B =

46,600 円

振込手数料

440 円

440

47,040

領収書

ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認ください。必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日

2024-10-9-25

振込・振替先の口座番号

振替種別

振込

お取引口座番号

振込手数料

440

お振込金額

46,600

お取引内容

電信振込

お取引金額

時間

1033

利用手数料

振込先

栃木

お取引先

お取引先

カ) JTB 様

お取引先

425-0 425-1 トチキ"シキ"カ

お取引先

0282-21-2503

お取引先

お取引先

お取引先

からのお知らせがあります。

第19回 全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡

日時：令和6年10月9日(水)～10日(木)

会場：トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)

【9月25日支払】

会 派	参加者	参加費 A	宿泊費 B	振込 手数料	会派計
創政会	福田 裕司	9,000	14,300	440	47,040
	小太刀 孝之	9,000	14,300		
		A+B =		440	47,040
振込金額		46,600 円			
振込手数料		440 円			

【10月4日 2名分キャンセル】 ※小太刀議員親族通夜・告別式のため

参加費・・・返金無し

宿泊費・・・旅行開始日の前日から起算してさかのぼり、7日目にあたる日以降の解除の為

1人当たり旅行代金の30%の取消料が発生(14,300円×30%=4,290円)

	1人当たり	人数	支払済額 (2人分)	返金額 (2人分)	実質支払額 (2人分)	政務活動費 対象額 (小太刀議員分)
参加費	9,000	2	18,000	0	18,000	9,000
宿泊費	14,300	2	28,600	20,020	8,580	4,290
振込手数料	220	2	440	0	440	220
計	23,520		47,040	20,020	27,020	13,510

参加申込のご案内

「第19回 全国市議会議員会
研究フォーラム 案内」チラシ



- 申込多数により、宿泊プラン（P.21参照）記載の盛岡市内等の宿泊施設でのご案内が困難な場合は、利用予定宿泊施設以外の施設をご案内させていただくことがあります。
- お部屋の喫煙・禁煙希望は、お受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

お申込み後の流れについて

- (1) お申込み後、フォーラムの参加可否に関しては、7月29日(月)13:00（予定）に参加受付用ホームページのマイページに開示いたします。**お電話でのお問合せは、ご遠慮ください。**
- (2) 視察・宿泊の回答に関しては、8月9日(金)（予定）に視察・宿泊等の回答を参加受付用ホームページのマイページに開示します。なお、お申込みの際、第1希望、第2希望、第3希望にて手配できない場合においては、別途ご連絡いたします。

※Eメールでお申込みされた方は、メールでご案内するホームページURLからご確認ください。
(規定によりお送りしたURLにアクセスできない場合はその旨、ご返信ください。)

追加・取消・変更のご案内

- 参加申込期間中にお申込み内容の追加・取消・変更が生じた場合は、参加受付用ホームページで操作してください。
※詳しい操作方法是、参加受付用ホームページサイト（JTBの申込システム（AMARYS「アマリス」））内に掲載の操作マニュアルをご参照ください。
- **7月12日(金)17:00以降の変更・取消は、参加受付用ホームページから申込んだ方も様式2の「変更・取消連絡用紙」にご記入の上、JTBビジネストラנסフォームまでメールにてご連絡ください。**（詳細はP.3をご覧ください。）
- Eメールでお申込みをされた方で取消・変更が生じた場合は、様式2の「変更・取消連絡用紙」に内容をご記入の上、JTBビジネストラנסフォームまでメールにてご連絡ください。なお、参加通知メールに返信いただいても追加・取消・変更はできませんのでご注意ください。
- 当選決定後の参加者の氏名変更はできません。
- フォーラム参加登録の都合上、8月30日(金)が取消・変更の期限となります。**締切以降は取り消されてもフォーラム参加費（9,000円）はご請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。**
- 視察・宿泊のお申込み後の取消につきましては、所定の取消料を申し受けます。取消料に関しては、P.24のご旅行条件要約をご覧ください。
※旅行開始後の取消連絡は、お電話にて承ります。

請求書等の送付

- (1) フォーラム参加証、各種確認証（視察・宿泊）及び請求書（フォーラム参加費・視察参加費・宿泊費）を、9月中旬に、申込担当者様宛に一括して送付いたします。
- (2) お申込み内容をご確認のうえ、**9月27日(金)までに**指定口座へお振込みください。
- (3) 振込手数料は、お客様（振込依頼人）でご負担ください。
- (4) 口座番号はお間違えのないよう、お振込みの際には必ずご確認くださいますようお願いいたします。

◆ご旅行条件要約（募集型企画旅行契約）



※ご旅行条件（要約）

お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB（東京都品川区東品川2丁目3番11号 官公庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

(1) 必要事項をお申し出のうえ、下記のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払をさせていただきます。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4) お申込金（おひとり）

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お1人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目）	無 料
	2. 20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の20%
	3. 7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
5. 当日の解除（6を除く）		旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%

*貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料に拠ります。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円

・入院見舞金：2～20万円

・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

(1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を知照して頂きます。

(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。

（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年6月1日を基準としています。又、旅行代金は2024年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

【旅行企画・実施】

株式会社JTB 盛岡支店

〒020-0024 岩手県盛岡市栗園1-12-18 盛岡栗園センタービル4階

TEL：019-651-7474 営業時間：9:30～17:30（土・日・祝日は休業）

観光庁長官登録旅行業第64号

総合旅行業務取扱管理者 

第 8 6 回 全国都市問題会議

2024-10-23 (水)

<研修報告>

創政会 福田 裕司

全国市長会などが主催する「第 8 6 回全国都市問題会議」が 10 月 17 日・18 日の日程で、兵庫県姫路市において、全国から約 1,800 名の市区長・市議会議員の参加のもと開催され、この度会派 2 名で参加いたしました。

今回は「健康づくりとまちづくり」 ～市民の一生に寄り添う都市政策～をテーマに、市民の健康づくりに求められるニーズやそれに伴う行政支援、課題などについて幅広く見聞を広げることが出来ました。

以下、研修での内容ならびに所感について記述いたします。

第 1 日目 10/17 (木)

【議題解説】

初日の開会式の後、今回の研修における議題解説と題し、5 点について解説された。

1. 今回の会議の目指すところと 3 つの論点

2. これまでの「健康づくり政策」を振り返る
3. 自治体は住民の健康づくりにどう貢献できるのか
4. 今後の「健康づくり政策」における課題と方策
5. 新たな時代の「健康づくりとまちづくり」を考える

※ここでの議論では、健康づくりを「個人の行動と健康状態の改善だけではなく、それらを促す社会環境の質の向上含めた総合的な健康づくり」が重要であり、新たな時代の健康づくりとまちづくりにおいては、デジタル技術の活用を通じて地域における健康と医療に関する課題の解決に、重点的に取り組む重要性を感じました。

① 基調講演

基調講演では、生物学者 青山学院大学教授 福岡伸一氏による「生命を捉えなおす」ー動的平衡の視点からー、というテーマで生物学者としての視点から、動的平衡における捉え方について様々な視点から生命観の説明がなされ、今までに経験のなかった講演を聞くことが出来ました。

私が関心を持ったのは、生命の問題を考えると、「機械的生命観」と「動的平衡の生命観」の違いをあらためて確認できたことで

した。機械的生命観＝手、足、胴体、頭、臓器といった各部品が組み合わさってできた、プラモデルみたいなものという見方。壊れたところは取りかえ、新しくすればよい。

動的平衡の生命観＝私たちの体が時間の関数として絶えず変化しつつ、柔軟で適応的で相補的である。

食べ物と生物の関係は、体に入った食べ物は単に排泄されるのではなく、各細胞に要素が分解され入れ替わる。

生命体は壊すことを目的とし、食物は壊される事を予定され創られており、吸収した食物は身体を構成するあらゆる分子と絶え間なく交換されつづけている。つまり私たち生命とは、分解と合成の流れの中の「分子の淀み」である。これは、1つの都市や町にも言える事であり、動的平衡の生命観を少し理解することが出来た。

② 主報告

主報告は、兵庫県姫路市の 清本秀泰市長から「市民のL I F E 命・くらし・一生を守り支える姫路の健康づくり」と題した報告がなされた。

報告では、人生 100 年時代の到来に向けた健康づくりの重要性が

ら、(1) 日本の平均寿命 (2) 姫路市の健康寿命 (3) 健康とは
(4) 健康がまちの活力を生み出すという 4 つ項目からの取り組み
状況の説明を受けた。

また、健康づくりに資する姫路市の取り組みとして (1) 市民によ
る主体的な介護予防の促進 (2) ウォーカブルなまちづくり (3)
ICT を活用した健康づくり (4) 未来を担う子どもたちの健やかな
成長支援についての事例について縷々お話を聞くことにより、大変
参考になりました。

姫路市では、人口減少・少子高齢化が進む困難な時代において、
市民の「LIFE」を守り、まちに活力を生み、明るい未来を切り拓い
ていくための原動力は「人」であり、健康は人づくりの根幹をなす
ものであるとの強い意志のもと、市民の健康づくりのための推進に
行政として強いサポートが構築されている事が理解できた。

栃木市においても、見習う点が多かったので今後検討していきたい。

③ 一般報告 1 筑波大学システム情報系教授 谷口 守氏

「生き物から学ぶ健康なまちづくり」と題し報告がなされた。

一般報告をされた谷口守教授の専門は、都市計画や交通計画であり高度成長期以降、都市は利便性を追い求め、生活水準の向上に注力してきたが、その反面運動不足などに伴う市民の生活習慣病が大きな課題となっていることに着目し、健康なまちづくりに取り組むようになったお話をされ、都市の病気として循環不全・肥満・骨粗しょう症・がんを例に取り上げ、大変分かりやすく「市民の健康づくりにおけるまちづくりの重要性」について報告がなされた。そして、健康なまちづくりの本質として、補助金のカンフル剤を打って競争を促進するのではなく、周囲と強調しながら体質改善をはかっていくことが重要である。と述べられた。

④ 一般報告2 千葉県流山市長 井崎 義治氏

都市そのものを健康にするまちづくり

～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ～

昭和61年（1986）にWHOが提唱した「健康都市」という考え方が、流山市長の目指す都市像実現の推進力となり、2007年に健康都市宣言を行い、流山市健康都市プログラムを作成し、健康に関わる事業を5つの分野に分け、健康都市施策を多岐にわたり展

開している。今回の報告では、その中の「グリーンチェーン制度と認定制度」について報告された。

グリーンチェーン認定制度とは、つくばエクスプレス沿線区画整理事業の開発で失った緑を少しでも回復するため、土地所有者、開発事業者、購入者（住民）、それぞれを担い手として win-win の関係性の実現に向けた様々な工夫の紹介があり、認定を受けた住宅や集合住宅に認定マークを利用できるようにし、市内金融機関からの優遇金利での貸し付けや認定物件の環境価値を高めるため、認定基準として沿道の植樹・植栽の本数や植樹時の高さの規定をし、環境価値・景観価値を高める取組みであった。

感想として、報告での取組みについてはとても参考になりました。今後栃木市での住宅開発には、景観価値・環境価値を高めるとともに、資産価値を高める、今回の報告の「グリーンチェーン認定制度」を参考としたいと感じました。

⑤ 都市そのものを健康にするまちづくり

一般報告 3 兵庫県立大学副学長 畑 豊氏

I T / A I の健康分野への適用例

～姫路市の健康データ解析と歌唱による誤嚥予防～

報告3では、健康づくりとまちづくりを考えると、姫路市では市民の健康状態を知ることが重要であると考え、健康診断データを用いた解析を行っている。

そして、地域や市ごとに総合的に健康状態を判断するのは難しいため、「ファジイ論理による健診データ評価」という手法を活用されている。

この手法は、IT/AIを駆使した取り組みであり、信憑性も高いものであると感じました。

また、報告を聞きファジイ値の表示は、毎年の健診で悪くなっている程度が一目でわかる指標であり、個人の健康に関するモチベーションを高める意味でも効果的であると感じました。

次にこのデータ解析により、65歳以上の高齢者の約1/3が嚥下障害者であり、誤嚥防止の観点から嚥下機能改善を喫緊の課題と捉え、解析の結果嚥下機能維持のための方策として、歌唱の推奨を取り上げ、成果を上げた取り組みの報告であった。

たいへん難しい内容の報告であったが、健康を確認するうえでデータによる評価は、とても説得力があり高齢者の誤嚥性肺炎が

とても高い事を理解することが出来ました。

今後はIT/AIなどを更に活用し、マイナカードを利活用しながら医療機関とのさらなる連携を図り、市民の健康状態の向上に繋げていきたいと感じました。

第2日目 10月18日（金）

⑥ パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、座長1名とパネラー4名により実施されました。内容および参加メンバーは以下に記載します。

～健康づくりによるまちづくり～

中央大学法学部教授 宮本 太郎氏

パネルディスカッションの座長をつとめた宮本太郎氏からは、パネルディスカッションの課題と題し、少子高齢化時代のまちづくりを考える時、「元気人口」を増やすことこそが焦点であり、パネルディスカッションでは4人のパネリストの方々と議論を深めたいと述べられた。

そして、「健康」の定義の変遷として①病気、健康、中間ゾーンの膨らみ②ライフサイクルを通してのケア③ポピュレーション・アプ

ローチと「場」づくり④デジタルも活用した医療・ケア連携の4つのポイントが、「元気人口」を増やすポイントである述べられていた。

この4つのポイントに課題意識を持ちパネルディスカッションの議論を深めていた。

—心理社会面から見た、子どもの健康—

パネリスト 高岡病院児童精神科医 三木 崇弘氏

パネリストの三木崇弘氏からは、児童精神科医として専門の「こどものこころの健康」という視点から、①「健康」の定義の変遷②「不健康」な子どもたち③まち、コミュニティ、ひと④コミュニティ（ソフトのソフト）を作るための、行政（ソフトのハード）について、医師としての独自の視点から経験を交え述べられおり、子どもにおける心理社会面の健康を、人のつながりという視点から見てきておられ、非常に参考になりました。

加えて、行政には数万人～数十万人の地域住民の生活や人生を、土台からひっくり返すポテンシャルがあると述べられ、改めて行政力の意義を感じたところです。

—食を切り口とした1人1人の望む暮らしを支援する栄養パトロール事業—

パネリスト 日本栄養パトネット理事長 奥村 圭子氏

今回「健康づくりとまちづくり」のテーマのなかで、はじめて栄養パトロールと言葉を耳にし、共感いたしました。

事業の内容は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として取り組む事業で、「栄養パトロール」の目的として健康寿命を延伸することで医療依存度を高めないようにするための事業である。

事業の概要や業務実態や展開などについて述べられておりました。栄養パトロールは、各市町村の地域特性に応じた課題から生じた食環境を評価し、個々の健康課題を見つけていくもので、あらたな発見が出来参考になりました。

—未来型「ゆい」で紡ぐ健康高原都市・茅野の構築—

パネラー長野県茅野市長 今井 敦氏

パネリスト今井敦市長から、茅野市における国家戦略特区への挑戦、「健康」を軸にした未来型「ゆい」（結）の創造、「デジタル田園健康特区」による3つの健康の実現。「社会インフラの健康」が

実現する「まちの健康」、今後のまちづくりの方向性について縷々報告がなされた。

印象として強く感じたのは、人口5万5千人ほどの地方都市である茅野市が、国家戦略特区に指定され「若者に選ばれるまち」を宣言することにより、創意工夫をしながら健康を軸としたさまざまな取り組みを実施しており、非常に参考になりました。

そして、現在、人口減少・少子高齢化に立ち向かうために、全国の自治体は様々な挑戦をしているが、失敗を恐れず、果敢に課題解決の取り組みを進めることにより、必ず課題解決に繋がるという言葉に感銘を受けました。

「未病予防対策先進都市」をめざした「官民連携」「市民共創」 のまちづくり

パネリスト 大阪府泉大津市長 南出 賢一氏

南出市長からは、泉大津市の死因の5割を超える実態が生活習慣病の要因が高いデータから、病気になってから治療するのではなく病気になる前の未病期の対応が重要であるとの考えから、「未病予防対策先進都市」をめざして、泉大津市健康づくり推進条例を制定し

健康状態の見える化、学びの場充実、食育の推進、多様な選択肢の提供など触発的な取り組みをしている報告を聴くことが出来、あらためて健康について認識を深められたことや、現代医療以外の選択肢や、食と食を育む自然の大切さを認識できました。

<研修全体での所感>

この度の全国都市問題会議のテーマは「健康づくりとまちづくり」～市民の一生に寄り添う都市政策～について、大変身近な全国からの事例や斬新さと新たな発想での多種・多様な取組みを聴取・経験することが出来、とても参考になりました。

あらためて、自治体の課題の抽出、視点の捉え方、そして健康なまちづくりは都市政策に欠かすことが出来ない重要な政策であることが研修を通じ確認することができました。

この研修を糧にして、今後栃木市に取り入れられることを積極的に提案し、栃木市の発展に尽力して参りたいと感じました。

報告者 創政会 福田裕司

(様式第 3 号)

視 察 研 修 ・ 研 修 会 等 報 告 書

年 月 日	2024 年 10 月 17 日 ～2024 年 10 月 18 日
調査目的又は 研修会等の名称	第 86 回全国都市問題会議
場 所	アクリエ姫路（兵庫県姫路市神屋町 143-2）
出 席 者	福田裕司・小太刀孝之
報告事項	
第 1 日 10 月 17 日（木）	
9:30【開会式】	
9:50【基調講演】生命を捉えなおす ～動的平衡の視点から～ 生物学者、青山学院大学教授 福岡伸一氏	
11:00【主報告】 市民の「LIFE」（命・くらし・一生）守り支える 姫路の健康づくりとまちづくり 兵庫県姫路市長 清元秀泰氏	
13:10【一般報告】 生き物から学ぶ健康なまちづくり 筑波大学システム情報系教授 谷口 守氏	
14:30【一般報告】 都市そのものを健康にするまちづくり ～ストレスを軽減し、 リフレッシュできるまちへ～ 千葉県流山市長 井崎義治氏	
14:30【一般報告】 IT/AI の健康分野への適用例 ～姫路市の検診データ解析と 歌唱による誤嚥予防～ 兵庫県立大学副学長 畑 豊氏	
第 2 日 10 月 18 日（金）	
9:30【パネルディスカッション】 健康づくりとまちづくり ～市民の一生に寄り添う都市政策～ （コーディネーター）宮本太郎氏 （パネリスト） 三木崇弘氏・奥村圭子氏 今井 敦氏・南出賢一氏	
11:50【閉会式】	
上記のとおり報告いたします。	
令和 6 年 10 月 25 日	
栃木市議会議長 様	
会派名 創政会	
代 表 小太刀孝之	
報告者 小太刀孝之	

【所感】

少子高齢化が更に加速し感染症への対応も必要になっている現在、市民の一生に寄り添った「健康づくり」の必要性とそれを実現するための自治体の役割は何なのか？
 そのような思いで会議に参加いたしました。以下、所感を報告致します。

《主報告》

・市民の「LIFE」(命・くらし・一生)を守り支える姫路の健康づくりとまちづくり

姫路市は人生100年時代の到来を見据え、市民の「LIFE」(命・くらし・一生)を守り支えることを市政の基本方針として、市民の健康増進に向けた積極的な施策を展開しています。少子高齢化が進む社会において、あらゆる世代の人々が社会で活躍できるように一人ひとりの状況に応じた多様な社会参加ができる環境整備が必要と考え、その前提となるのが「健康」であり、健康寿命を延伸させることが重要とし、市民自らが積極的に健康づくりに取り組むことで、介護予防や病気の発症や重症化予防に繋がり、結果として社会保障負担が軽減されと考えています。具体的な取り組みとして、先ず市民による主体的な介護予防の促進が挙げられます。地域住民同士が気軽に集える「通いの場」を市内約470箇所に設置し、ふれあいを通じて生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げ、高齢者の運動機能の維持・向上を目的に「いきいき百歳体操」等を開催することで、地域の介護予防拠点と位置付けています。これは、MCIの状態(健康な状態と認知症の中間の状態)から、年間10～30%が認知症に進行する一方で、運動や食生活などの対策を適切に行うことで、健常な状態に回復できる事例を参考に認知症への進行予防を支援している取り組みになります。また、ICTを活用した健康づくりとして、マイナンバーを活用した救急業務の迅速化と円滑化を実証しています。これは、傷病者本人が体の不調を自身が説明できない場合、マイナンバーを読み取ることで傷病者の通院記録や投薬の情報などが正確に救急隊、病院側に伝えられ、搬送先の病院の選定や応急処置の適切化と病院側が治療の事前準備が同時進行出来るものです。これから、実証を基に市内全域に展開されて行く中で、救急車の到着から病院への搬送時間の短縮と、傷病者本人の基本的な体の状態が把握されることで、適切な治療行為が短時間で施され人命救助の一助になるものと思います。

本市においても Live119 による傷病者の状況把握やドローンを使用した災害発生現場の状況を遠隔で確認できるシステムが稼働しています。これらが、幅広く市民に認知され緊急時の詳細な傷病者状況把握による適切な初期対応、災害発生時の的確な状況把握と対応に繋がることを期待するところです。

次に、ウォーカブルなまちづくりとして 2021 年に推進計画を策定し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に取り組み、人々がまちなかに外出し、出会い、交流できる環境づくりを推進することにより、生活習慣病の発症リスクの低減や予防、ひきこもりの予防など幅広い世代の心身両面における健康づくりの促進をめざしています。公共空間利活用社会実験として、歩行者天国によるマルシェの出店や姫路駅周辺での待ち合わせや休憩に利用できる憩いの場の設置を行い、道路法改正により歩行者利用増進道路制度を活用し、シンボルロードである大手前通り（姫路駅から姫路城を結ぶ道路）を歩行者利便増進道路（ほこみち）に指定し、2023 年 8 月から沿道店舗が椅子、テーブル等を常設するなど官民一体となり、まちなかの賑わい創出とエリアの価値向上に取り組んでいます。

この（ほこみち）を姫路駅から姫路城まで実際に通行しましたが、正面に世界遺産である姫路城が鎮座し、遮る障害物もなく歩道は観光客で賑わいが創出されており感銘を受けました。本市も、栃木市歴史的風致維持向上計画に基づき嘉右衛門町を中心とした伝統的建造物群保存と旧味噌蔵をリノベーションし伝健地区拠点施設の整備計画が進められています。姫路市のように、まちなかの賑わいとエリア全体の価値向上となるような拠点施設の建設および周遊性を考えた整備、もう一度来訪してもらえる魅力のある整備計画となるよう、期待します。また、歴史的風致維持向上計画は令和 10 年度までとなっていますが、今後地域住民の高齢化率は高まり、更に後継者不足と空き家対策が深刻化することが予想されます。建物の維持・改修はもちろんですが、これまで維持されてきた栃木固有の文化や風情は人々がいなくては成り立ちません。計画を実行する上で大切な事は、官民一体となった協力体制や各種施策、そして移住・定住を今まで以上に注力する必要性を感じたところです。

《一般報告》
・都市そのものを健康にするまちづくり ～ストレスを軽減しリフレッシュできるまちへ～
流山市では、平成 19 年 1 月 1 日に健康都市宣言を行い、流山市健康都市プログラムを
策定し、健康にかかわる事業を 5 つの分野に分けて健康都市施策を多岐にわたり展開して
います。その中でも環境価値・景観価値を高める「グリーンチェーン制度と認定制度」は
つくばエクスプレス沿線区画整理事業で失った、緑を回復する方策として官民が一体と
なり、平成 18 年からスタートし土地所有者、開発事業者、購入者（住民）それぞれを
担い手としながら、良好な関係性を構築した施策と言えます。認定を受けた住宅や集合
住宅は、広告に認定マークを利用できるようにし、市内の金融機関からはグリーンチェー
ン認定物件の購入者に優遇金利での貸付け協力を取り付け、認定基準として沿道の植樹・
植栽の本数や高さを規定し、認定物件の環境価値が確実に高まるように規定するほか、
グリーンチェーン認定の住宅から出される剪定枝については、堆肥化を行うエコセンターで
無料で引き取る対応をしています。更に、地権者にとっても環境価値が高いエリアになる
ことで、賃貸住宅の稼働率や収支の向上の一助になっています。その販促効果により、
マンションや戸建て開発において、全ての事業者が認定を取得するようになり令和 6 年
3 月現在で、集合住宅の認定件数は 108 件（戸数にして 8,225 戸）に達しています。
持続可能な社会に向けた先進的な取り組みであることを評価すると共に、道路面からの
放射熱抑制、敷地内の地表熱及び建物外壁温度の抑制、CO2 排出の抑制の効果があり地球
温暖化現象の進行速度を遅らせていくものと感じました。本市においてもゼロカーボン
シティ宣言がなされ温室効果ガス削減が急務であります。こういった先進事例を参考に
栃木市ならではの、施策展開を期待します。
以上
令和 6 年 10 月 25 日 報告者：創政会 小太刀孝之

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 36,186 円

2025 年 3 月 26 日

会派代表者氏名 小太刀孝之

支出項目	その他の経費
内 訳	① 自宅のパソコンのインターネット利用料（福田） （令和6年4月～令和7年3月分） $39,468 \text{ 円} \times 1/6 = 6,578 \text{ 円}$ ② インクカーリッジ（福田）$5,937 \text{ 円} \times 1/2 = 2,968 \text{ 円}$ ③ インクカーリッジ（福田）$6,588 \text{ 円} \times 1/2 = 3,294 \text{ 円}$ ④ タブレット端末通信料 @ $629 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 名} = 15,096 \text{ 円}$ （令和6年4月～令和7年3月分） ⑤ 民間遊戯施設の利用者支援についての相談料 $99,000 \text{ 円} \div 24 \text{ 名} = 4,125 \text{ 円}$ @ $4,125 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} = 8,250 \text{ 円}$
事 由	調査研究活動用として
債 権 者 住所・氏名	① ケーブルテレビ（株）代表取締役 高田光浩 栃木市樋ノ口町 43-5 ② ③ ケーズデンキ栃木大平店 代表取締役 平本 忠 栃木市大平町下皆川 2104-6 ④ 栃木市長 大川秀子 栃木市万町 9-25 ⑤ 弁護士 岩間光朗 小山市神鳥谷 5-17-7

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	創政会	科 目	その他の経費
自宅のパソコンのインターネット利用料 1/6 充当 (福田)			
令和6年4月～令和7年3月分 39,468円×1/6=6,578円			
①			

領 収 証 No. [REDACTED]

福田 裕司 様

金額 ¥39,468

但 令和6年4月～令和7年3月
インターネット接続料として

令和7年3月31日

上記正に領収いたしました

〈税込価格〉

10%対象: ¥39,468

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ町4-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1813

登録番号: [REDACTED]

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	創政会	科 目	その他の経費
-------	-----	-----	--------

② 新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買い上げ明細

2024年 9月14日(土) 15時25分

会員番号

＜明細＞

1 ●インクカートリッジ 持帰
エプソン
4988617266858 ITH-6CL 10%
1点 ¥5,937
5%値引対象

1点/合計 ¥5,937
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥5,937
(内消費税額 ¥539)

[0111212-011041724-2310004381943]

領 収 証

2024年 9月14日(土) 15時25分

創政会 福田裕司 様

金額 ¥5,937

(内消費税等 ¥539)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥5,937
(内消費税額 ¥539)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金 ¥5,937
(内消費税等 ¥539)

現金お預かり ¥10,000
お釣り ¥4,063

登録番号
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ板木太平店
電話番号 0282-45-2001
販売担当者

店コード 2200001112124
売上伝票番号

③ 新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買い上げ明細

2025年 2月 3日(月) 14時11分

会員番号

＜明細＞

1 ●インクカートリッジ 持帰
エプソン
4988617266858 ITH-6CL 10%
1点 ¥5,626
10%値引対象

2 ●インクカートリッジ 持帰
エプソン
4988617266797 ITH-BK 10%
1点 ¥963
10%値引対象

2点/合計 ¥6,588
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥6,588
(内消費税額 ¥598)

[0111212-011148225-2310005814730]

領 収 証

2025年 2月 3日(月) 14時11分

創政会 福田裕司 様

金額 ¥6,588

(内消費税等 ¥598)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥6,588
(内消費税額 ¥598)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金 ¥6,588
(内消費税等 ¥598)

現金お預かり ¥7,000
お釣り ¥412

登録番号
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ板木太平店
電話番号 0282-45-2001
販売担当者

店コード 2200001112124
売上伝票番号

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	創政会	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料 令和6年4月～令和7年3月分			
政務活動費充当分 629円×12か月×2名＝ <u>15,096円</u>			
(1人当たり7,548円)			
(4)			
納入通知書兼領収書			
令和6年度		通知書番号 6700028018-00-00	
納付者	栃木市大平町新1448-4		
	創政会 小太刀 孝之 外1名 様		
政務活動費充当分(4月～3月分) 15,096円			
自己負担分(4～3月分) 15,096円			
納付金額	30,192円		
納入期限			
所屬	15050000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	21 諸収入		
項	04 雑入		
目	04 雑入		
節	02 雑入		
細節	01 雑入		
説明	62 タブレット端末自己負担金等(議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印	
		6 納 7.2.7 三井住友銀行 栃木支店	
65000160760000			
			
A 5 0 6 6 7 0 0 0 2 8 0 1 8 0 0 0 0 A			

(様式第 1 2 号)

調査依頼届出書

令和 6 年 8 月 2 6 日

議案等の調査のため、下記のとおり依頼しますので、届け出ます。

会派名	創政会	代表者	小太刀孝之
依頼議員名	小太刀孝之、福田裕司、古沢ちい子、雨宮茂樹、小久保かおる、 広瀬義明、小平啓佑、大浦兼政、大谷好一、青木一男、松本喜一、 氏家晃、関口孫一郎、浅野貴之、坂東一敏、天谷浩明、中島克訓、 福富善明、市村隆、川田俊介、森戸雅孝、大阿久岩人、小堀良江、 白石幹男 合計 24 人		
調査区分	☐ 議案 ☒ 議員研究会 ☐ 情報提供 提出等年月日：令和 6 年 8 月 9 日 案件名：民間遊戯施設の利用者支援について		
依頼先	弁護士法人 ひととのや法律事務所		
調査目的 ※できるだけ 具体的に記入 してください。	民間遊戯施設への利用者支援の妥当性（民間遊戯施設の法的公益性）		
調査内容 ※できるだけ 具体的に記入 してください。	本年 5 月に、市の計画に位置づけていた子どもの遊び場整備事業と同等 の民間屋内施設が整備された。市は、こどもと親の双方に寄り添う子育て 支援として民間遊戯施設（延べ面積 1,500 m ² 以上）を利用する保護者 に対し利用料を一部助成し負担の軽減を図り、子育て環境の向上を図り たいとしたが、一企業への支援とならないのか？ 本施設に法的な公益性があるのか確認したい。 本案に反対するものではないが、5 月に整備された施設に対し、利用者 支援と言うものの、支援を開始するのは拙速過ぎではないのか。少なく とも 1 年間の実績及び経過を観察すべきと考える。		
備考			

※調査依頼は会派で行ってください。

【記入上の注意】

- ・複数の会派合同で調査を依頼する場合は、他の会派の依頼議員も記載してください。



領 収 証

令和6年9月30日

創政会 御中
公明党議員会 御中
自民未来 御中
かがやき 御中
真政クラブ 御中
白石幹男 様

〒323-0034
栃木県小山市神鳥谷5丁目17番7号
TEL:0285-38-6031 FAX:0285-38-6032

弁護士 岩間 光 朗

(登録番号  

下記の金額を領収いたしました。

件 名	民間遊戯施設の利用者支援についての相談料
領収金額	¥99,000 円

項 目		金 額	備 考
報 酬	着 手 金		
	報 酬 金		
	法律相談料		
	鑑 定 料	¥90,000	意見書作成
	顧 問 料		
日 当			
小 計		¥90,000	
消 費 税		¥9,000	税率10%
預 り 金			
立 替 金			
合 計		¥99,000	

※領収書原本は、会派「かがやき」の政務活動費交付申請
(令和6年6月～10月分)に添付

⑤

【政務活動費 その他の経費】

専門家に依頼した場合に支払う報酬

調査区分 : 議員研究会
 提出等年月日 : 令和6年8月9日
 案件名 : 民間遊戯施設の利用者支援について
 相談先 : 弁護士法人 ひととのや法律事務所 岩間光朗 弁護士
 相談日 : 令和6年8月26日
 相談費用 : 99,000円
 領収日 : 令和6年9月30日
 依頼会派(議員) : 創政会 2名
 公明党議員会 3名
 自民未来 8名
 かがやき 4名
 真政クラブ 6名
 無会派 1名(白石幹男) 合計24名

議員一人当たりの相談料

$$99,000円 \div 24名 = 4,125円$$

会派名	人数	R6政務活動費充当額
創政会	2	8,250円
公明党議員会	3	12,375円
自民未来	8	33,000円
かがやき	4	16,500円
真政クラブ	6	24,750円
無会派 白石幹男	1	4,125円
合計	24	99,000円